

第3回定例会

(会期：令和5年8月28日～10月2日)

議決した案件

議案の内訳

- 条例案… 3件 ● 予算案… 4件 ● 同意案… 20件
- 諮問… 3件 ● その他… 7件 ● 委員会提出議案… 1件 ● 請願… 2件
- (● 全会一致可決… 37件 ● 賛成多数可決… 1件 ● 不採択… 2件)

ただし、10月2日に議決された案件は除きます。
 請願2件のうち1件は第2回定例会で継続審査となったものです。

議案の審査経過

表決が分かれた案件の表決結果

議案番号 ▼	会派名	清新の会						創志会					市民クラブ				未来の風			公明党			創生会		日本共産党	真政俱樂部						
	議員名	上岡裕明	大下博隆	田坂武文	貞岩敬	北林光昭	重森佳代子	乗越耕司	上田秀	向井哲浩	中曾久勝	岡田育三	玉川雅彦	奥谷求	小池恵美子	落海直哉	景山浩	中川修	石原賢治	鍋島勢理	木村輝江	山田学	鈴木英士	下向智恵子	原田栄二	坂元百合子	片山貴志	岩崎和仁	牧尾良二	谷晴美	宮川誠子	
議案第153号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
請願第3号		×	×	×	×	×	×	×	×	×	欠	×	議	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
請願第4号		×	×	×	×	×	×	×	×	×	欠	×	議	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×		

※ 「議」は議長 「○」は賛成 「×

【表決が分かれた議案名】

- 議案第153号 委託契約の締結について
- 請願第3号 広島県にジーンバンク事業の再考を求める請願書
- 請願第4号 「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める請願書

議案書、提出議案説明書など、本会議資料は、こちらのQRコードからご覧いただけます。



〈請願第3号〉

広島県にジーンバンク事業の再考を 求める※請願書を不採択としました

○請願の内容

※ 在来作物などの種子を保存して農家など県民に無料で貸し出す広島県森林整備・農業振興財団の広島県農業ジーンバンクが令和4年度末で廃止されました。広島県の特徴ある農業の持続的発展や永続的な食料の安定供給を保证するため、ジーンバンク事業の再考を本市議会から広島県に求めることを要請するものです。

紹介議員への主な質疑

Q 既にジーンバンクが廃止され種子の譲渡や廃棄などの準備が進む中、本市議会からこのタイミングで広島県に事業の再考を求めていくことの意義をどのように捉えているか。

A 再考を求めることは決して遅くはない。種子の廃棄が進み、

保存種数が少なくなったとしても、仕組みが残ることでもた増やしていくことはできると考える。

本会議での討論

賛成 地域の農業の営みは、農業文化の財産である。また、安全な食文化の形成は、持続的農業の推進や地域おこしの面で、今後重要となることから、地域でのジーンバンク事業は是非残していくべきと考え、賛成する。

反対

維持費が高額であり、利用が低調である。また、ジーンバンクが保存していた種子や遺伝資源は、最新設備の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に譲渡されるため、整った管理運営体制のもとに、将来にわたって維持、保存、研究開発され、効果的に利用可能になることから、反対する。

〈請願第4号〉

「健康保険証の継続を求める」意見書採択 を求める請願書を不採択としました

○請願の内容

健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一体化するのではなく、健康保険証を残して安心して受診できる国民皆保険制度を守ることを国会及び政府・関係行政庁に求める意見書を採択することを求めるものです。

紹介議員への主な質疑

Q 医療関係者からはむしろ健康保険証の廃止を早く進めてほしいという声を多く聴くが、どう認識しているか。

A 聴き取りやアンケートの結果では、賛成・反対両方の意見があった。

Q 健康保険証をマイナンバーと紐づけている市民は50%を超えており、一定の成果がある中で、もう一度制度を変えるということ

は現実的ではないのではないか。

A マイナンバー法自体は努力義務であり、健康保険証に紐づけて利用することはあっても、マイナンバーカードも健康保険証も両方使える制度にしてほしいというのが請願の願意である。

本会議での討論

賛成 目的と手段を履き違えず、バランスの取れた事業推進が必要。国民の幸福という目的のために、健全な行政運営という施策があり、その施策実現のためにマイナンバー事業が行われなければならない。請願の願意を認め、マイナンバーカードの取得が困難な人の権利を著しく侵害しないようしっかり配慮するとともに、国に対する意見書についてしっかり議論していくことが必要と考え、賛成する。

※請願

日本国憲法第16条に定められた国民の権利の一つで、国や地方公共団体に対し、文書により希望や要望を述べるもの。地方自治法第124条の規定により、地方議会に請願する者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。
その土地で長年栽培され、地域独特の文化を継承する一翼を担ってきた野菜、果樹、穀類などの作物。